

各 位

| | |
|---------|----------------|
| 会社名 | G F A株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 高木 良 |
| (コード番号: | 8783) |
| 問合せ先責任者 | 経営企画部 主任 西野 麻衣 |
| (TEL | 03-6432-9140) |

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）

の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2019年8月22日開催の取締役会において決議いたしました三田証券株式会社を割当先とする第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行について、本日、発行価額の総額（6,471,880円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2019年8月22日付で開示いたしました「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

| | | |
|-----|-----------------|---|
| (1) | 割当日 | 2019年9月9日 |
| (2) | 発行新株予約権総数 | 23,620個 |
| (3) | 発行価額 | 本新株予約権1個当たり274円(1株につき2.74円) |
| (4) | 当該発行による潜在株式数 | 2,362,000株（本新株予約権1個当たり100株） 上限行使価額はありませぬ。 なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、行使価額は修正される可能性があります、潜在株式数は2,362,000株で一定です。 |
| (5) | 調達資金の額 | 641,633,880円（注） |
| (6) | 行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初271円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日に係る修正後の価額が136円（以下「下限行使価額」といいます。）を調整されることがあります。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。 |

| | | |
|-----|----------------------|---|
| (7) | 募集または割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法 三田証券株式会社 2,362,000株 |
| (8) | その他 | <p>当社は、割当予定先である三田証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、以下の内容を合意する予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使可能期間」といいます。）中において、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。 ② 行使可能期間の末日において、当社は、残存する本新株予約権を本新株予約権1個当たりその発行価額と同額で買い取ることにします。 ③ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先の本第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に譲受人に対し譲渡するものとする。 ④ 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において本新株予約権により交付されることになる発行会社普通株式の数の合計が、上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使を行わないものとする。 |

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額（6,471,880円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額（646,573,880円）から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（4,940,000円）を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正または調整された場合には、調達資金の額は増加または減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上